様式第２号（第２条関係）

地権者・関係者同意書

要望が実施される場合には、用地買収、工作物等の移転・撤去等が生じる場合もあります。現道舗装の場合、境界測量は実施しません。事業の実施について、権利者へ負担を掛ける場合もありますが、事業へご協力を頂ける場合には、本紙に署名をしていただき、要望への同意といたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 住所 | 氏名（自署） | 備考 |
| 1 |  |  |  |
| 2 |  |  |  |
| 3 |  |  |  |
| 4 |  |  |  |
| 5 |  |  |  |
| 6 |  |  |  |
| 7 |  |  |  |
| 8 |  |  |  |
| 9 |  |  |  |
| 10 |  |  |  |

備考　用地買収や工作物等補償が生じる場合、用地買収費および工作物等補償費は、藤岡市要望事業実施要領（土木課）第４条により算定する。

　（用地買収費、工作物等補償費の算定基準）

第４条　事業に伴う用地買収費及び工作物等補償費は、以下の算定基準のよるものとする。

(1)　用地買収費は、「要望事業用地買収価格算定基準」による算定価格とする。

(2)　工作物補償費は、「関東地区用地対策連絡協議会」の算定価格とする。

(3)　立竹木補償費は、「関東地区用地対策連絡協議会」の算定価格の１／２とする。